

会 議 記 録

令和6年度第3回中央区子ども・子育て会議 会議録（要旨）

名 称	令和6年度 第3回 中央区子ども・子育て会議	
開催年月日・場所	令和6年9月26日（木） 午後6時30分から 中央区役所8階 大会議室	
出席者	委員	大竹智（会長）、新藤こずえ（職務代理者）、大戸秀恭、大江恵子、守田亜希子、佐藤みどり、山口晃司、上笹遼、織茂ちあき、高原友美、藤丸麻紀、太田明実、萩原裕子、箱守由記、茂木龍哉、大久保稔、渡瀬博俊、北澤千恵子
	区側出席者	福祉保健部子育て支援課長 福祉保健部保育課長 福祉保健部副参事（保育指導・特命担当） 福祉保健部子ども家庭支援センター所長 福祉保健部放課後対策課長 教育委員会事務局学務課長 教育委員会事務局指導室長
配布資料	資料1 第4章 方向性ごとの取組内容（修正案） 資料2-1 第5章 子ども・子育て支援事業計画について 資料2-2 第5章 子ども・子育て支援事業計画（案） 資料3 （仮称）中央区こども計画 基本理念について	
議事の概要	1 開 会 2 議 題 （仮称）中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について （1）第4章「方向性ごとの取組内容」（案） （2）第5章「子ども・子育て支援事業計画」 ・教育・保育施設及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （3）基本理念について 3 報告事項 4 閉 会	

1 開 会

2 議 題

(1) 第4章「方向性ごとの取組内容」(案) 事務局から資料1について説明が行われた。	
委員	1つ目に、76ページの「方向性4基本施策2 生きづらさを抱えた若者への支援」について、現状と課題は理解できる内容だが、事業が、うつ病、自殺予防に関する啓発周知、ゲートキーパーの養成となっており自死のみへの対応に見える。昨今、ひきこもりの方も生きづらさを抱えた若者と捉えられると思う。自殺リスクの高い方だけでなく、ひきこもりの方への支援も入れてはどうか。 2点目に、80ページの「方向性4基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援」について、前回会議にてタイトルと内容のギャップを指摘したが、色々と考えられて中身を充実したと思うが、中央区に住む若者像が見えてこない。今回、「就職や進学、結婚、出産などのライフイベントに係る選択をして、生きがいを持って自分らしく人生を送ることができるよう」と記載を加えられたが、例えば、進学率は高いとか、婚姻率はもしかしたら低いなど、中央区の若者ならではの特徴を踏まえた支援を行うという内容を加えられると良い。 3点目に、80ページの1段落目の最後に「必要な資質・能力を身に付けるための」とあるが、結婚や出産に対してかかると、意味合いとして引っかかりを感じる。「必要な資質・能力を身に付けるための」がなくても、このようなことに対して支援を行うとしてもよいのではないか。
子育て支援課長	「方向性4基本施策2 生きづらさを抱えた若者への支援」について、現状と課題でも触れているが、ひきこもりに対する支援は課題と考えている。対応策について、事業に記載できるものがあるか再度確認したい。 「方向性4基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援」については、前回から再度庁内で見直し、大分加筆させていただいた。ご指摘の箇所についても、修正を含めて検討させていただきたい。 また、中央区の若者像については、高校生世代のアンケート調査では資料に記載しているような結果であった。また、小、中学生については、同アンケート調査において、中学校・高校への進学、私立に行くかどうかも含めて、「勉強のことで悩んでいる」という結果もあった。そういった部分を、ご指摘の箇所に表現できるかどうか検討させていただきたい。
委員	質の向上に向けた取組や子育て支援含めて、色々と取り組む必要があり、保育所に求められることが本当に多岐にわたっている。今、保育士の離職率、定着率が厳しい状況にある。 多岐にわたる事業、多様なニーズに保育所も対応していくのは当然だが、求められるばかりでは、バーンアウトしてしまう。多様な時代だからこそ、

	今後の取組の中で、保育従事者へのメンタルサポートも考えていかなければいけない。質の高い保育を求められても、保育士が潰れてしまうと本当に終わりなので、そういうことも含めた対応策を今後入れていただけるとありがたい。
保育課長	ご意見のとおり、保育の現場を預かる保育士に大きな負担がかかっているところは重々認識しているところである。 特にメンタルケアについて、区では月1回の園長会や研修等の保育士が集まる機会において話し合う時間をできるだけ設け、互いの悩みを共感し合う取組も進めている。また、特に若い保育士が離職しないよう、保育園への巡回、声かけをするなどの取組を行っている。 事業としては、保育士でなくてもできる業務を、保育士以外の方が補助する保育体制強化事業がある。できるだけ保育士の負担を減らす対応をしているが、十分でないところも多くある。その辺りはしっかり受け止めながら、今後も負担軽減に向けた対応を図っていきたい。
子育て支援課長	計画の中で申し上げますと、資料1の36、37ページの「方向性2 基本施策4 教育・保育の質の向上」が該当する。現状と課題にて、保育士の負担軽減の視点と事業者向けの補助の仕組み、IT化、DX化の推進を整理している。 また、取組の方向性としても、働きやすい環境づくりという視点を持っており、新たな取組も含めて、次期計画の中で保育士がやりがい、意欲を持って仕事に取り組めることも考えながら展開していきたい。
委員	研修も含めてサポートしていただいているのは重々承知しているが、時代の変化の中でニーズも多様化している。保護者の方、子育て支援の在り方も全く変わっており、法律が絡むこともあるため、専門的なところに頼らなければいけないケースがこれから増えていくと思う。 特に今回、外国籍のお子さんのことも記載されたが、外国籍の方は文化も要望も異なるため、それに起因するトラブルは今後増えることが予想される。専門性を持つフォロー体制の構築にも取り組まなければいけない時代になっていると思う。トラブルを事前にフォローできる体制づくりについても今後考えていく必要があると思うので、検討いただきたい。
委員	58ページの「方向性3 基本施策2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援」に関して、地域の人やファミリー・サポート・センターの方が児童虐待に気付いた場合は、「子どもほっとライン」に連絡すればよいのか。 また、ヤングケアラーの支援については、子どもと子育て家庭の総合相談なのか、それとも子ども家庭支援センターに連絡すればよいのか。どこに連絡をしたら良いかを伺いたい。
子ども家庭支援センター所長	区が設置する「子どもほっとライン」は、虐待予防の連絡先である。近隣で児童虐待を発見した時は、「子どもほっとライン」へ通告していただき、児童虐待に関する相談の場合は、子ども家庭支援センターに連絡をいただきたい。

	い。 ヤングケアラーについては、子どもから声を上げるのは難しく、子どもの困り事や助けてほしいと思っていることを察知するのは周りにいる大人の使命だと考えている。ヤングケアラーの状況にある子どもの周りには、関係する支援者がいることもある。子ども家庭支援センターでなくても皆さんが相談しやすい機関にお声かけいただければ、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で情報共有が可能であるので、相談しやすい機関に連絡していただくのが良いと思う。そういうことが地域ネットワークの強化となると考えている。
委員	児童虐待について相談した後は、どのような流れになるのかも含めてもう少し具体的にお伺いしたい。 前回、医療機関を通じた虐待通報の可能性についてのお話もあったが、医療機関との連携はどういった形でなされているのかも伺いたい。
子ども家庭支援センター所長	医療機関は、直接、傷やあざなど子どもの身体、様子を診る機会も多いことから、医療機関から連絡をいただくことはもちろんある。 虐待が疑われる場合は、所属機関や関係機関へ、これまでの相談歴など、子どもの周辺の調査を行う。その後、受理会議にて方針を決定し、対応していく。必要があれば、都の児童相談センターと協力し、緊急度も図りながら対応を進めていく。
委員	虐待ではないのでどのような支援をされるのか分からないが、ヤングケアラーも同様の流れなのか。 また、父母もしくは両親が亡くなっている場合、祖父母の面倒を子どもが見るというケースだと、数年後にヤングケアラーになることも考えられるが、そういった場合の支援については、どのように計画に落とし込んでいくのか。
子ども家庭支援センター所長	ヤングケアラー支援に関しては、家族に介護が必要な方がいることから、訪問看護や区の支援者が入っていることが多い。そういった支援者が家庭での様子に気付いたらまず相談していただき、子ども家庭支援センターに共有されるのが良い。子どもへのアプローチに関しては、突然知らない職員が家に伺って話を聞くというのは、子どもにとってハードルが高いと思うので、日ごろ子どもに関わる方たちが声かけや見守りを行うなど、その家庭に合った支援計画を作っていくのが良いと考えている。 個別対応になるところもあると思うが、区の支援につながるよう、まずは気付いた方から声を上げていただくことが非常に大事だと考えている。
委員	今のヤングケアラーの意見に関連して、例えば育ちのサポートカルテのような形で、何年か先にヤングケアラーになるおそれがある子どもの情報を学校や社会がつないでいくシステムができれば、子どもを継続して見守れるのではないかと。保健所や看護師などが家庭の支援に入っている場合、子ども本人から声を上げることは難しく、本人が客観的に自身の状況を見ることはでき

	ないと思う。 また、先ほどの保育士の負担に関して、私も保育の補助として現場に入っているが、先生方の業務内容があまりにも多く、時間が足りないため、業務が煩雑化して流れ作業のようになっていることが見られる。保育士ではない人でもできる仕事は多くあると実感しているので、説明があった保育体制強化事業があるといった情報も広げていけたら良い。加えて、現場の先生方が、例えば中央区の子育て支援の情報を知らないこともある。そういった情報も各園に伝わるような仕組みがあると良い。
委員	先ほどの医療機関との連携については、説明のあったとおりである。虐待が疑われるケースもそうだが、例えば集団健診を受けなかった場合には、区の方で、健診を受けた、受けていないということは管理されている。何回か受診されないと保健センターから連絡が入ることもある。そこで診察の中で話を聞き、「このお母さんは大丈夫ですよ」と保健センターにお伝えすることもある。逆に、里帰りから帰られたお母さんで、気になる方がいた場合、子ども家庭支援センター「きらら中央」の相談窓口につなぐこともある。 医療機関によって方法は異なると思うが、少し心配な子どもがいた場合は、「2週間後に体重だけ量りに来てください」と理由をつけてフォローしている。状況が改善しない場合は、相談窓口につなぐようにしている。
会長	児童相談受付件数のうち、親子を分離する事案はたったの2～3%であり、97～98%は通告や児童相談所が関わっても、最終的には家庭復帰する。通告は相談のスタートである。通告者は、通告したら終わりではなく、支援者として地域の中でサポートしていくことが必要である。
委員	方向性4について、80ページの下の20年後の自分のイメージのグラフを拝見して、これから将来を担う世代が、結婚して子どもを持つイメージが湧かないという人の割合が多いのは由々しきことであり、少子高齢化の流れなのだろうと感じている。私はライフキャリア、ワークキャリアともに両立していくことが、非常に重要な観点だと考えている。 その上での質問だが、まず言葉の定義の確認をしたい。74ページの「方向性4基本施策1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり」を見ると、若者世代イコール括弧書きで18～29歳と書いてあるが、「若者」というのは、具体的にどの層を指しているのか伺いたい。
子育て支援課長	国の示している若者の基本的な基準は18歳以上30歳未満である。しかし、事業、施策の中で、場合によっては30代後半までを若者としていることもある。そのため間違いなくこれが若者の定義というものはなく、事業ごとによって変わってくる。 80ページの若者については、年齢的な区分で「若者」と定義をさせていただいたところである。
委員	若者の定義は認識した。その上で、73ページの目標達成の目安となる指標

	(KPI) について、「20年後の自分のイメージで「生きがい・やりがいを見つけている」と回答する高校生世代の割合」の目標値を、80%以上としている。 例えば83ページに起業家塾、創業支援、就職ミニ面接会とあるが、高校生世代の生きがい、やりがいを見つける割合を上げるに資する施策、事業が並んでいるのかどうか気になった。また、重点事業の一番上にある「キャリア教育」は非常に良いことだと思う。高校生世代のやりがい、生きがいを見つけるためには、その前の小、中学生世代から自身のキャリアを考え、視野を広げていくことが非常に重要である。「キャリア教育」は、この指標を高めるのに資する事業だと思ったが、他の重点事業の「スポーツ指導者養成セミナー」などが、高校生世代の生きがい、やりがいを見つける指標を上げることに、個人的にはひも付かなかった。 若者世代にキャリアを考えてもらい、結果として生きがい、やりがいを見つけている高校生世代の割合を増やしていくためには、もう少し色々な切り口があるのではないかと感じた。 先ほどご意見にあった「必要な資質・能力を身に付けるための支援」は必要かもしれないが、生きがい、やりがいを見つけていくには、自身が色々な情報に触れることが重要だと思う。多様な時代にあって、自分にずばり合うロールモデルはないと思っている。私は、お父さん、お母さん、学校の先生など、色々な人の良いところを自身が選択して組み合わせて、自身のロールモデルをつくっていくことが、キャリア形成に必要なことだと思う。 キャリア教育を中心に据えるのは良いが、一方的にこれがロールモデルであるという情報提供は、KPIの向上につながるか疑問である。
子育て支援課長	前回の会議でご指摘を受けて、事務局としても既存事業の掘り下げを行ったが、難しかった事実がある。自分の価値観をどう人生に反映していくかと言えば、周囲の人の良いところを取り込む方法もあるし、これまでに成功した人の生き方、働き方、結婚観も含めて、自分の価値観として持ってデザインを描いてもらう方法もある。 ライフプランという点で言えば、これから生きていく上での将来の設計となるので、いつ、どこで、どのような自分のイベントを持つかということもある。これも様々な捉え方があると思う。 例えば主な事業の「ライフデザインを描くための必要な知識や情報の提供」も含めてではあるが、自身のライフデザインを描くタイミングは、人それぞれである。高校生世代のアンケート調査の結果にもあるが、その先の20代、30代の方も機会が得られることで、そのタイミングでライフデザインを描くことも可能だと思う。そういった課題感も持って、高校生以上の世代も含めて次の5年間の計画期間の中でブラッシュアップできたらと考えている。
会長	子ども計画のイメージとしては、18歳に達するまでの児童への支援、子ども、若者への支援が含まれる。資料にあるように、若者の定義には20代も含

	まれ、社会人になっている人たちも含む。若者に対するの支援の視点は、これまで行政の取組として抜け落ちていたところがあったのではないかな。 若者へのアプローチ方法については、中央区だけでなく、各自治体でも課題になっていると思う。学生であれば枠組みはあるが、社会人になった人たちに対して、生きがいやライフデザインも含め、どのように取組をしたら良いかということである。 先ほど、子育て支援課長より説明があったように、若者支援の事業について、庁内の情報を集めてきた中で、難しいところがあったということで、改めて若者支援が手薄だということに気付いたと思う。 中央区だけではなく、今後、若者への支援をどう考えていくのかも大きな課題になるだろう。今回の計画策定を機に、中央区においても若者への支援を検討していくことになると思う。
委員	前回会議にて、委員から地域の人にこれ以上、支援の協力をお願いしないでほしいといった意見があった。 86ページの「方向性5基本施策1 地域における子育て支援」を読むと、どのようなこともこの基本施策に当てはまるように思い、すべて地域の人をお願いするということになると、確かに地域からするとやりにくいのではないかな。また、就学前児童保護者は、子どもにスポーツや勉強を教えてくれる活動を地域住民に期待しているという記載もあるが、私個人としては、それらは習い事として各家庭でやっていただくのが良いと思う。もっと自発的につながりをつくり、自身でこういうことをやろう、子どもたちに教える場をつくろう、ということを促せる地域になっていったほうが良いのではないかな。 1つ目の質問だが、区が考えている地域の人というのは、一体どのような方を指しているのか。2つ目は、その方に求めていることは、どの程度なのかを伺いたい。
子育て支援課長	子どもを中心に考えた時に、保護者の方は当事者になるので入らないかもしれないが、その周りには、個や、団体、企業などさまざまな属性の方がいる。そういった周りにいる方が、基本的に地域の方の対象になると考えている。特定の属性の方は対象外という考え方は持っていない。 地域に期待することとしては、行政サービスを提供する中で、行政がすべてを網羅的に担うことは難しい部分について、先ほどの対象の方をお願いをする形になると思う。ただし、量については、特定の量、事業ということとは決まっていない。時代や状況等に合わせて、行政がさまざまな施策を実施する中で、それに対して地域の方にご協力をいただくことで、重層的な厚みのある施策にしていくイメージを持っており、その時々によってお願いすることがあると考えている。 もちろん、ご協力いただく側がオーバーフローしてしまうとか、できることを越えたお願いは当然できないので、サービスを提供する手段や方法の中

	で、バランスや最適化を考えていくことになる。
委員	支援を受ける側という見方だけではなく、支援を受ける側も支援ができるので、今後、そういった見方も含めた計画を立てていただきたい。 あるタワーマンションの話だが、大変役立ち、心の支えになったこととして、停電が起きた時に、タワーマンションの非常廊下を使用するにあたり、子どもたちが組織をつくり、毎日、各階のランタンの電池交換をされたそうである。大人や高齢者は、他のことで手いっぱいの中、足元を照らしてくれるランタンの電池交換を子どもたちがやってくれたことは、大変勇気づけられたとのことである。 子どもは支援を受けるだけの存在ではないということを教えることも大事だと考えさせられた事例である
(2) 第5章「子ども・子育て支援事業計画」 ・教育・保育施設及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 事務局から資料2-1、2-2について説明が行われた。	
委員	資料2-2の20ページ(13)子育て世帯訪問支援事業について、家庭訪問に至るまでの経緯はどういった流れなのか伺いたい。
子ども家庭支援センター所長	子育て世帯訪問支援事業は、お困りの家庭を把握した段階で、サービスが必要な家庭、また家庭訪問したほうが良いという判断となった家庭に支援員を派遣する事業である。 支援方針のひとつとして本事業が候補になるとまず支援会議を通して関係者が集まり支援方法を検討し、支援プランを作成する。その後、実際に家庭訪問を行うという流れである。
委員	今現在、支援機関が入っていない家庭で、ご自身から子ども家庭支援センターに相談をされて、家庭訪問に至るということもあるということか。
子ども家庭支援センター所長	区民の方からご希望をいただいて実施することもある。
委員	資料2-2の2ページの月島地域の人口推計について、グラフを見ると6歳児が今年から来年にかけて、数十人程度しか増えていないように見える。しかし実際には、晴海西小学校の就学前健診を実施した際、令和5年に100人程度だったのが令和6年には330人と倍以上に増えており、これほど子どもが増えたのかという印象がある。このペースでいくと1学年300人と見込んで6学年で1,800人近い、都内屈指のマンモス校になることが見込まれる。資料の推計値を見ると、そういう印象があまり見えない。 人口推計を用いてさまざまな計画を立てられていると思うが、人口推計は、毎年、見直しや修正を加えられているのか。
子育て支援課長	人口推計については、毎年4月時点の住民基本台帳に基づいて、推計値を更新している。局地的な増加といった状況はあるが、毎年、推計値の見直しは入っている。

委員	資料 2-2 の 5 ページの (1) 利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策について、5 年分の記載があるが、すべて同じ内容が記載されている。他の事業を見ると過去の実績値と推計値の 2 種類の記載があるので、例えば、実施か所数が令和 6 年度は少なく令和 7 年度に増えているのであれば、実績値を記載してはどうか。 また、同じものを並べても違いが分かりにくいので、拠点数が変わらないのであれば、年度ごとにどういう違いがあるのか、どういうことに取り組んでいくのかという説明があると良い。 あとは、確保方策の考え方の中で「母子保健コーディネーターを配置し」ということが記載されているので、コーディネーター数を追加し、拠点数は変わらないが、コーディネーター数が増えていくという見せ方もできるのではないか。
(3) 基本理念について 事務局から資料 3 について説明が行われた。	
委員	案①については「笑顔が輝き」という表現に違和感がある。
委員	育む」の定義の説明がないと、意図したメッセージが区民に伝わらないのではないか。 「育む人」の場合、「自分の子どもは小さくないし関係ない」と思う人が多くなるかもしれないので、案②の「誰もが笑顔輝き」のほうが良い。子どもを中心に、みんなが生き生きとして、子どもがその背中を見て生き生きと育つ、健全な社会が子どもたちも健全にする。皆が子どもに関わっているというメッセージを伝えるには、案②のほうが良いのではないかと感じた。
委員	私は、案①の「子どもも育む人も」という表現は、それぞれがフラットな関係にあると受け止めた。一方、案②の「子どもを中心に誰もが」という表現は、子どもをあがめるわけではないが、案①のほうがフラットに感じた。だが、「私は育む人ではない」という捉え方をされると、もったいなくも思う。 「育む」が持つニュアンスについて、区はこのように捉えているという注釈を付けるのが良いのではないか。
会長	ご意見のように、「育む人」の解釈について、子育てをしている人だけではなく、全ての区民が含まれるということが伝わるよう「育む人」への注釈を入れてはどうか。
子育て支援課長	基本理念については、資料 3 のようなキャッチコピー形式もあれば、文章で表現しているところもあり、各自治体さまざまである。中央区としては、今回のようにキャッチコピーを作り、その説明文を記載している。 事務局としても、子どもも育む人もフラットな関係を考えているので、説明文の中で表現が工夫できるか検討したい。
会長	事務局より説明文で意味合いを伝えるよう対応したいとお話があった。そのような形で進めていただきたい。

3	報告事項
4	閉 会